

長崎県

波佐見町・東彼杵町

下水道事業における維持管理業者の 選定業務の共同化に関する取組



2019年1月16日

東彼杵町役場 水道課係長 松添 憲達
波佐見町役場 水道課係長 鳥飼 公太



波佐見町

H30年3月末現在

- 面積：56.00km²
- 人口：14,894人（県内17位／21市町）
- 世帯数：5,229
- 人口密度：265.9人／km²
- 主な産業：400年の歴史と伝統を誇る波佐見焼、アスパラガス

活力と潤いに満ちた磁器と緑のまちを目指したまちづくり

○農業の近代化と陶磁器産業の一体化

県下第1号の県営圃場整備、農村総合整備モデル事業実施。
整備、近代化による農家の余剰労働力を陶磁器産業へと結ぶ。

○H22長崎キャノンが設立⇒「メイドイン波佐見」のデジタルカメラ誕生

東彼杵町

H30年3月末現在

- 面積：74.29km²
- 人口：8,077人（県内20位／21市町）
- 世帯数：3,138
- 人口密度：108.7人／km²
- 主な産業：お茶、みかん、いちご、びわ

町民と行政の連携したまちづくり

○温暖な気候に適した農業

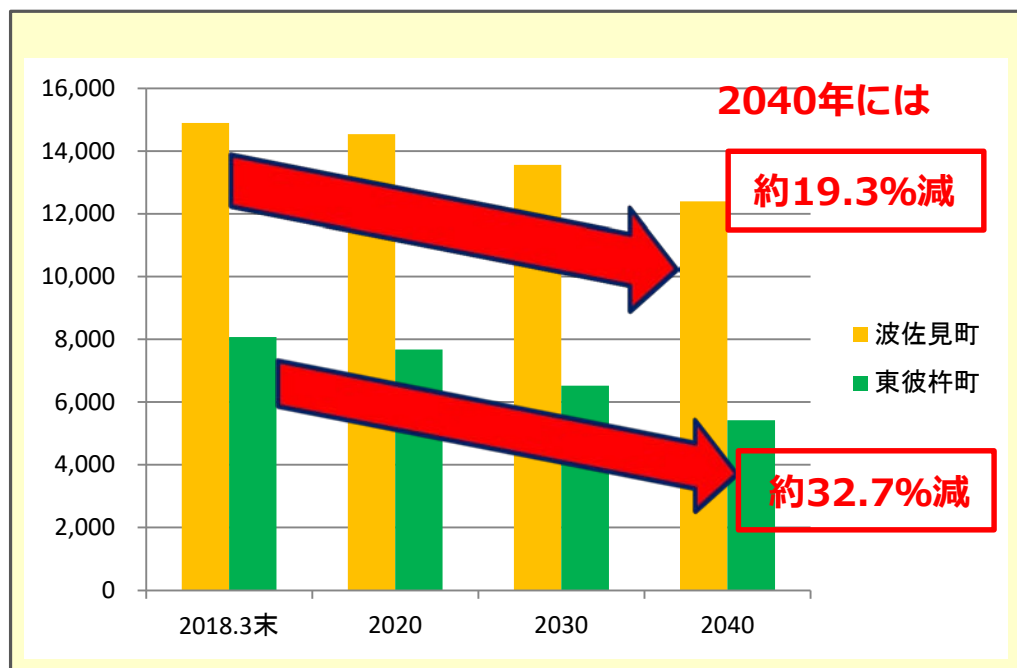
そのぎ茶—県内の60～70%を生産
全国茶品評会2連覇、日本茶AWARD2連覇を達成

○職員地区担当制度導入

役場職員を各地区エリアに配置し、まちづくり活動に参加サポート。

社人研将来推計
人口より

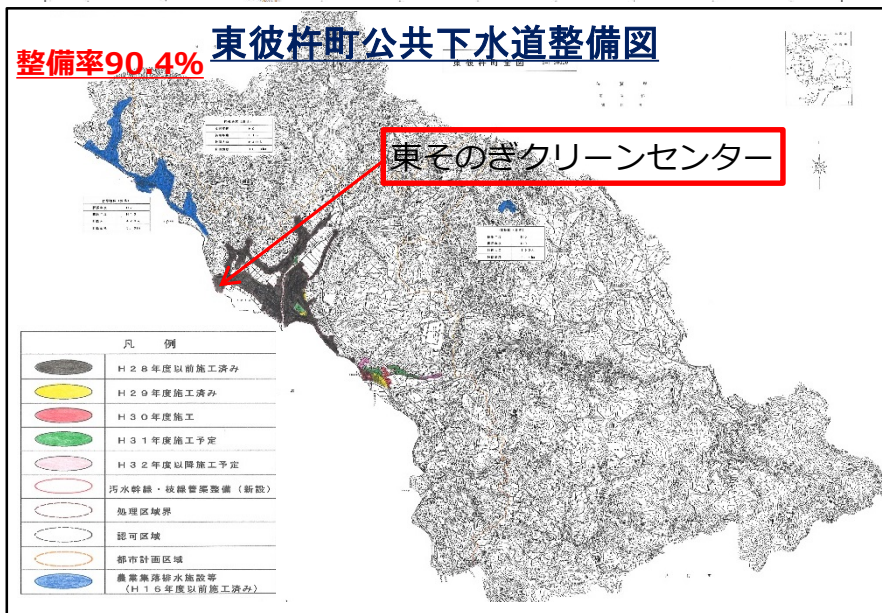
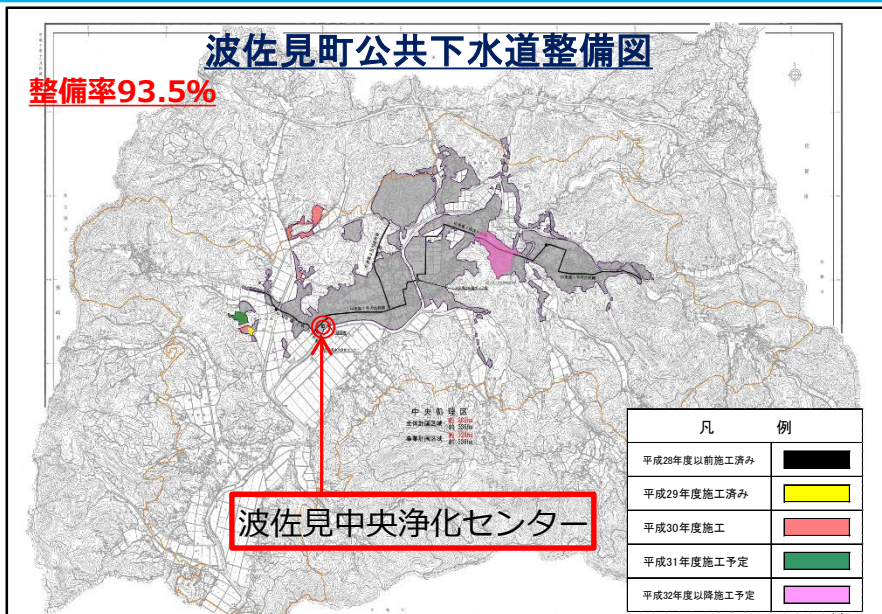
	波佐見町	東彼杵町
2018.3末現在	14,894人	8,077人
↓	約19.3%減	約32.7%減
2040年	12,020人	5,432人



※ 2020年以降は社人研将来推計人口より

波佐見町・東彼杵町 下水道整備状況

波佐見町・東彼杵町概要



◇ 汚水処理人口普及状況 ◇

H30年3月末現在

	波佐見町	東彼杵町	長崎県全体
下水道普及率	44.8%	43.3%	61.8%
農集普及率	0.0%	6.4%	2.9%
漁集普及率	0.0%	2.7%	0.7%
浄化槽普及率	30.1%	28.5%	13.7%
コミプラ普及率	0.0%	0.0%	0.4%
汚水処理人口普及率	74.9%	80.9%	79.5%

下水道普及率：

10位/県内

11位/県内

31位/全国

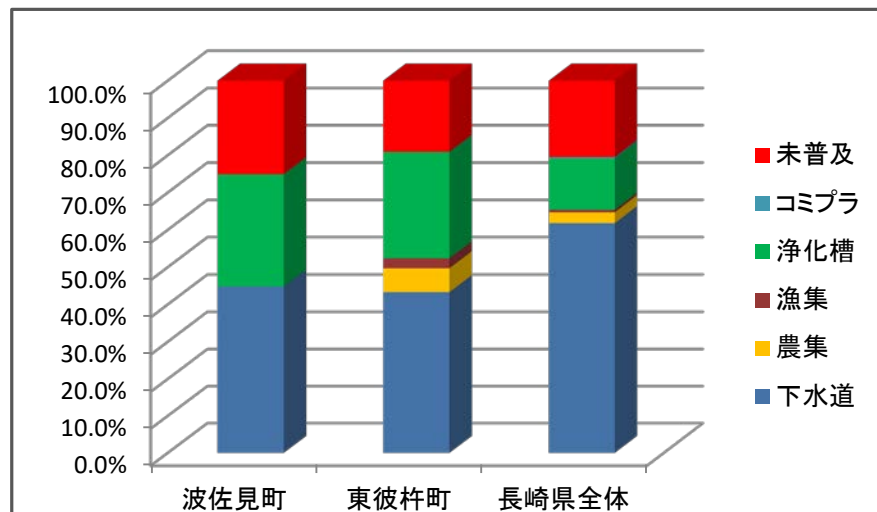
汚水処理人口普及率：

11位/県内

9位/県内

39位/全国

※全国の下水道普及率は、78.8%(H30.3末)



【処理場外観・平面図】

2町の維持管理業者の選定業務共同化

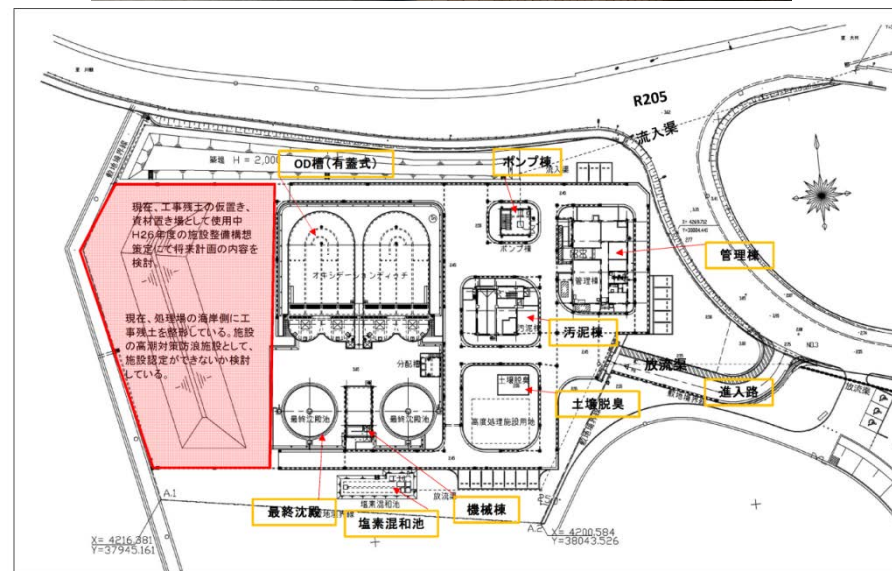
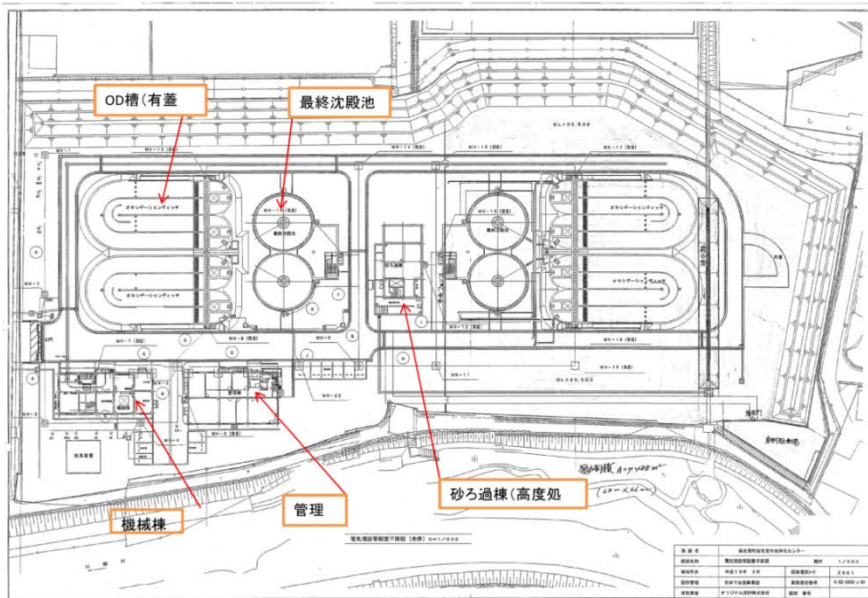
【波佐見中央浄化センター】



【東そのぎクリーンセンター】



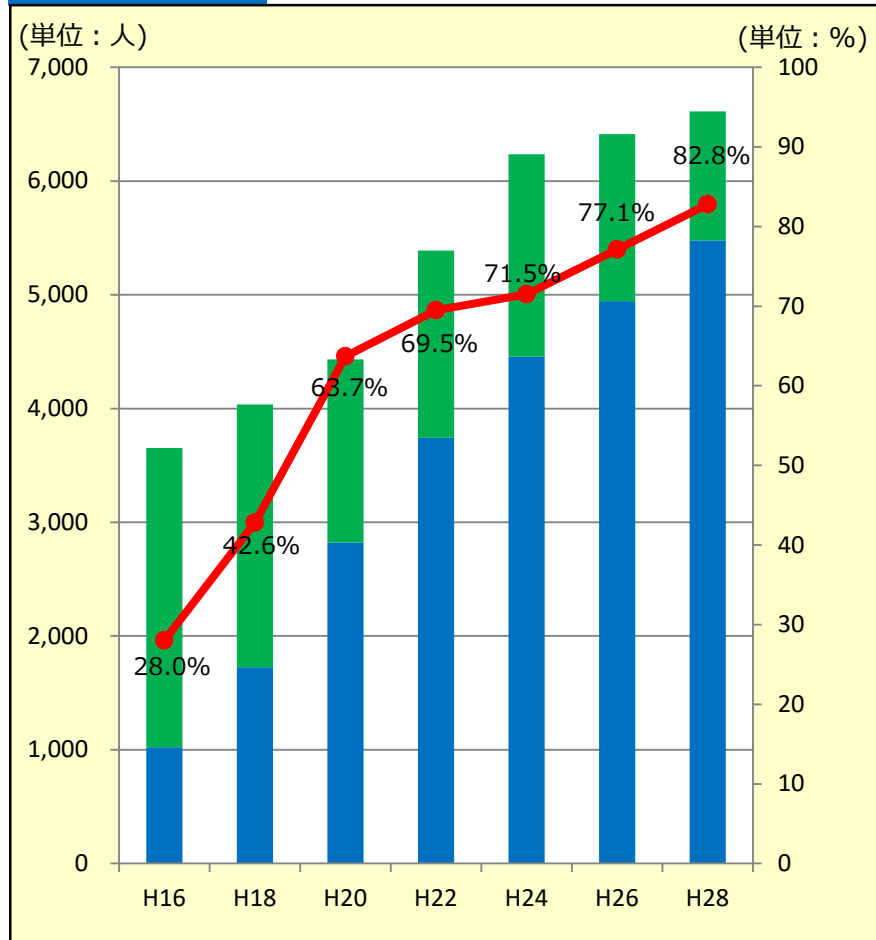
【平面図】



◇波佐見町

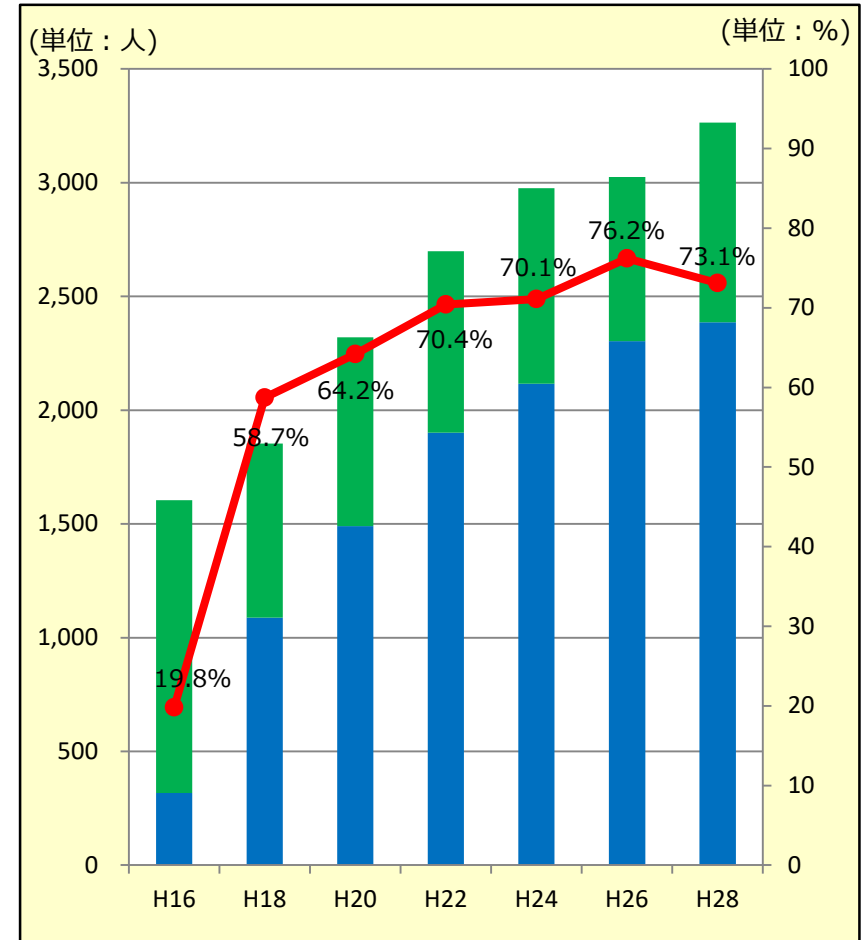
水洗化率

供用開始 : 平成16年3月



◇東彼杵町

供用開始 : 平成16年4月



- 未水洗化人口
- 水洗便所設置済人口
- 水洗化率

背景

- ・2町は同時期に下水道事業計画の認可を取得し、事業に着手。



経緯

< H14.11月 > 東彼杵郡内3町（波佐見町・東彼杵町・川棚町）の合併協議会設置
H17年の市町村合併を見据え、下水処理場の機器の仕様等統一した
施設を建設する協議を行う。

< H16. 1月 > 波佐見町・東彼杵町において維持管理に伴う契約執行事務
に関する協定書を作成。 (参考資料①)

< H16. 2月 > 技術提案型のプロポーザル随意契約方式を採用

< H17. 3月 > 3町の合併協議会解散 ➤ 3町の合併は白紙となる

業者選定共同化への手続き

2町の維持管理業者の選定業務共同化

①各町にて維持管理業務委託業者選定委員会の設置（要綱）(参考資料②)

業者選定条件

両町へ指名願いを提出していること
県内にて実績の有る業者

- ・2町の合同選定委員会により第一次審査
⇒指名業者を選考



②維持管理業務委託プロポーザル 随意契約応募要領

- ・各指名業者より技術提案書（見積書含む）を提出
- ・2町の「業者選定委員会」による合同審査会を実施
⇒プレゼンテーション



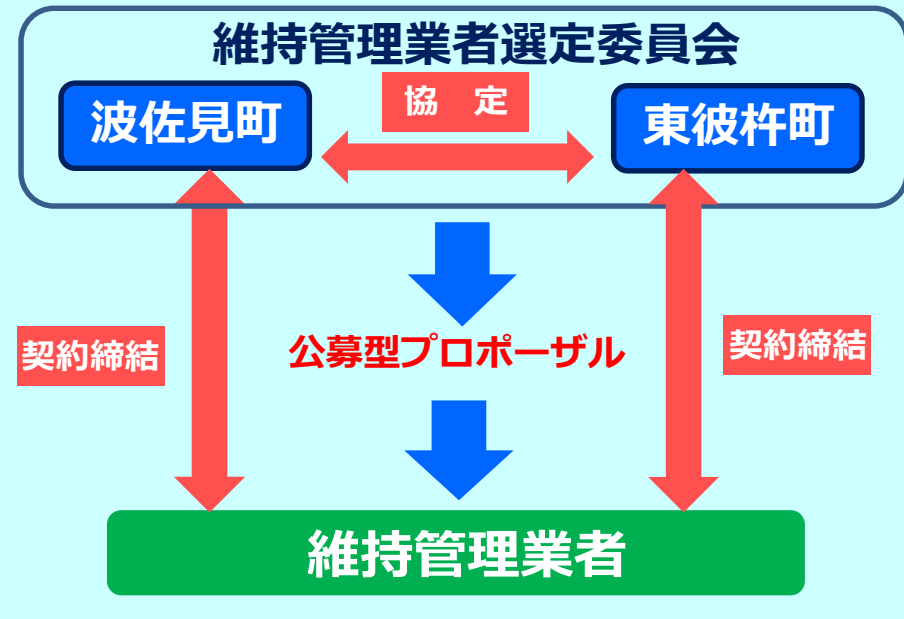
③優先交渉権者の決定



④3者同席でのネゴシエーション



⑤各町が同一業者と個別に契約締結



＜プレゼンテーションの様子＞



①維持管理に伴う契約執行事務に関する協定書

公共下水道終末処理場維持管理に伴う契約執行事務に関する協定書

東彼杵町長 渡邊 悟（以下「甲」という。）と波佐見町長 一瀬政太（以下「乙」という。）とは、東そのぎクリーンセンター維持管理業務委託並びに波佐見中央浄化センター及びポンプ場維持管理業務委託に係る契約および維持管理費に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、各公共下水道終末処理場の維持管理業務委託に関する入札執行事務を共同で行い、コスト削減を図ることを目的とする。

（額の決定及び契約締結）

第2条 維持管理費の設計は、同一仕様書により積算する。また、それぞれの設計額を基準として落札額を按分した額により、各町ごとに契約を締結するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、本協定の締結日から契約締結日までとする。

（実施の方法）

第4条 技術提案型プロポーザル随意契約方式

（業者選定方法及び指名業者数）

第5条 業者の選定は、各町に指名願いを提出した業者及び日本下水道処理施設管理業協会九州支部会員の中から3社以上を選定する。

（契約事務の手続き等）

第6条 契約執行等に関わる事務手続きについては、波佐見町及び東彼杵町の条例・規則・要綱に基づき執行するものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項、その他協定の履行に関し、疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙 記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成29年 7月 3日

甲 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6

東彼杵町長 渡邊 悟

乙 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660番地

波佐見町長 一瀬 政太

②維持管理業務委託業者選定委員会設置要綱

波佐見中央浄化センター及びポンプ場維持管理業務業者選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 波佐見町が発注する、波佐見中央浄化センター及びポンプ場の維持管理業務に係る、委託業者を適正かつ合理的に選定するため、波佐見中央浄化センター及びポンプ場維持管理業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 維持管理業務業者の選定に関すること。
- 二 その他選定委員会において必要と認める事項。

（組織等）

第3条 選定委員会は、別表1の委員をもって組織する。

2 委員の任期は担当課長等の在任期間とする。

3 委員は、町長が任命する。

（委員長）

第4条 選定委員会の委員長は、副町長とする。

2 委員長は、会務を統括し、選定委員会を代表する。

（会議）

第5条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会は、全員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 委員長は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 選定委員会の庶務は、水道課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

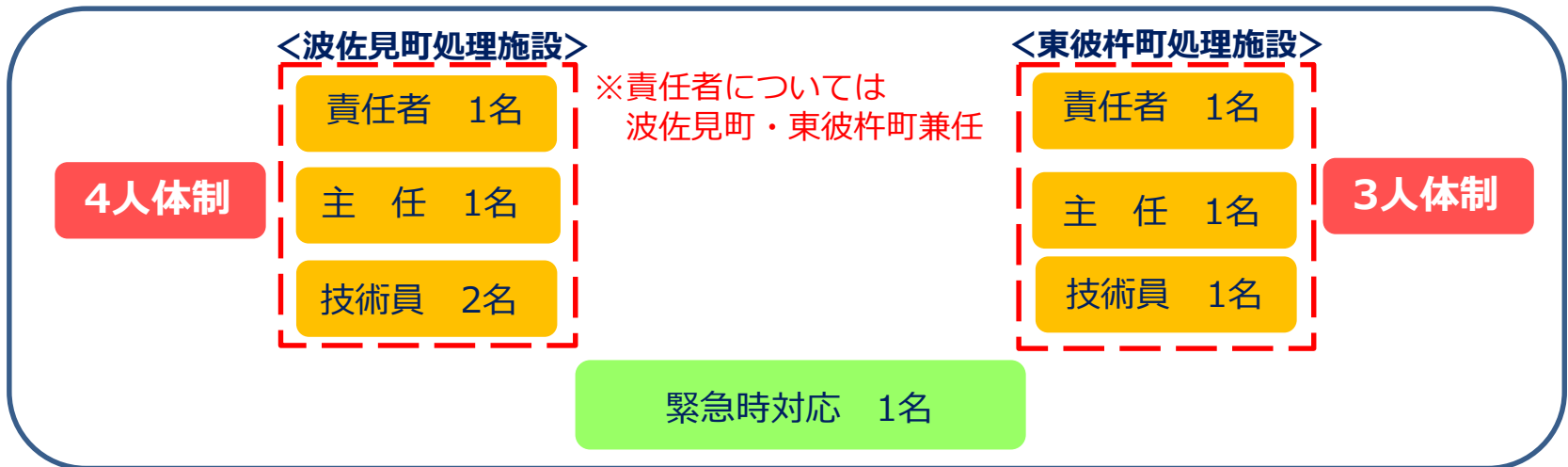
附則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

③提案内容の評価基準と評価点

評価項目及び評価の観点		評価率
1	維持管理業務を履行する経験と能力が確保できる実績があるか	平成21年～平成25年の処理場管理実績数 20
2	ISO等国際的認証の取得に取り組んでいるか	ISO9001、ISO14001のいずれかを取得しているか 6
3	下水道法第22条第2項の資格者を保有しているか	下水道処理施設管理技士の数 10
4	維持管理業務を履行できる資格者を保有しているか	酸欠主任者、クレーン、玉掛け技能者の数 6
5	下水道施設の運転・維持管理業務について基本的な能力を有しているか	運転・維持管理業務全般を把握しているか 6
6	維持管理業務を履行するために必要な支援体制を有しているか	技術支援体制は適正か 8
7	処理方式に適合した運転管理を行うための水質管理の項目及び頻度か	月毎、年間の回数は適正か 6
8	維持管理業務に必要な業務履行体制、資格者の適切な配置、現場組織等が適切であるか	郡内に事務所を設置するのか、有資格者が常駐するのか 20
9	安全衛生管理に対する基本的な能力を有しているか	安全衛生管理計画は適正か 6
10	下水道施設の危機管理について基本的な知識・能力を有しているか	危機管理を理解しているか 6
11	大雨、台風、地震などの緊急時にも適切かつ確実な対応が検討されていて、それが実施可能な体制となっているか	緊急連絡・出勤体制は適正か、現実性はあるか 8
12	コストの縮減方法に現実性があり、かつ効果が期待できる内容か	薬剤・消耗品等の縮減を検討しているか 8
13	提案内容が委託者、提案者双方に適切な利益が期待できる内容か	薬剤・消耗品等の縮減案は現実性があるのか 10
14	環境負荷軽減の方法に現実性があり、かつ実施できる内容か	水質、悪臭、廃棄物に係る検討がなされているか 10
15	委託者にとって、提案企業の特徴及び優位性が有益であるか	独自の提案がなされているか 8
16	下水道事業に対する理解の程度、また、運転・維持管理業務を委託する企業として、信頼できる基本的な資質があるか	運転・維持管理業務全般を理解し、実行できる体力があるか 8
17	委託業務の履行に対する責任を負える能力があるか。また、責任の所在について理解しているか	町との責任分担が適正か、賠償責任について検討しているか 8
18	維持管理業務を履行するための必要事項が網羅されているか	仕様書の検討がなされているか 6
19	地元業者との協力体制に妥当性があるか	廃棄物処理業者との共同作業の配慮はあるか 20
		180
20	見積金額の順位(金額が小さいと点数も高い 小5→中3→大1)	20

	波佐見町	東彼杵町
業務委託施設	処理場 中継ポンプ場 マンホールポンプ場	処理場
業務委託内容	① 運転監視及び保守点検 ② 中継ポンプ場・マンホールポンプ場施設の運転監視及び保守点検 ③ 自動警報装置による緊急時の対応 ④ 水質管理	① 運転監視及び保守点検 ② 自動警報装置による緊急時の対応 ③ 水質管理 ④ ユーティリティーの調達 ⑤ 小修繕・植栽管理等



- 発注作業の共同化により職員工数削減
 - 委託業者の共通経費削減
 - スケールメリットによる委託人件費削減
 - 2町間の物品・薬品等の貸し借りが容易
 - 緊急時対応に人員のやり取りが容易
 - 維持管理で情報や実績の共有が可能
 - 同一機器仕様の為、修繕時期も概ね同じであり、情報共有ができる
- 効果額：約 2 2 百万円

実 例

- ・ 原水ポンプ井の水抜き用水中ポンプの貸し借り。
- ・ 高分子凝集剤5箱の貸し借り。
- ・ 緊急時対応で波佐見町から東彼杵町に2名派遣。

今後の課題

- 東彼杵町は平成 2 6 年度より維持管理業者と包括的民間委託(レベル2.5)を実施(ユーティリティー調達・小修繕を委託内容に計上)
⇒ その結果を見て、波佐見町も委託範囲拡大を検討する可能性あり。

ご清聴ありがとうございました。